

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（第一条関係）	1
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第二条関係）	59
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（附則第四条関係）	60
○文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）（附則第五条関係）	61
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（附則第六条関係）	62
○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（附則第七条関係）	65

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 有形文化財</p> <p>第一節 重要文化財</p> <p>第一款 指定（第二十七条―第二十九条）</p> <p>第二款 管理（第三十条―第三十四条）</p> <p>第三款 保護（第三十四条の二―第四十七条）</p> <p>第四款 公開（第四十七条の二―第五十三条）</p> <p>第五款 <u>重要文化財保存活用計画（第五十三条の二―第五十三条の八）</u></p> <p>第六款 <u>調査（第五十四条・第五十五条）</u></p> <p>第七款 <u>雑則（第五十六条）</u></p> <p>第二節 登録有形文化財（第五十七条―第六十九条）</p> <p>第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第七十条）</p> <p>第四章 無形文化財（第七十一条―第七十七条）</p> <p>第五章 民俗文化財（第七十八条―第九十一条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 有形文化財</p> <p>第一節 重要文化財</p> <p>第一款 指定（第二十七条―第二十九条）</p> <p>第二款 管理（第三十条―第三十四条）</p> <p>第三款 保護（第三十四条の二―第四十七条）</p> <p>第四款 公開（第四十七条の二―第五十三条）</p> <p>第五款 <u>調査（第五十四条・第五十五条）</u></p> <p>第六款 <u>雑則（第五十六条）</u></p> <p>第二節 登録有形文化財（第五十七条―第六十九条）</p> <p>第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第七十条）</p> <p>第四章 無形文化財（第七十一条―第七十七条）</p> <p>第五章 民俗文化財（第七十八条―第九十一条）</p>

第六章 埋蔵文化財（第九十二条―第八八条）

第七章 史跡名勝天然記念物（第九九条―百三十三條の四）

第八章 重要文化的景観（百三十四條―百四十一条）

第九章 伝統的建造物群保存地区（百四十二條―百四十六條）

第十章 文化財の保存技術の保護（百四十七條―百五十二條）

第十一章 文化審議会への諮問（百五十三條）

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求（百五十四條―百六十一条）

第二節 国に関する特例（百六十二條―百八十一条）

第三節 地方公共団体及び教育委員会（百八十二條―百九十二條）

第四節 文化財保存活用支援団体（百九十二條の二―百九十二條の六）

第十三章 罰則（百九十三條―二百三條）

附則

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 （略）

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があ

第六章 埋蔵文化財（第九十二条―第八八条）

第七章 史跡名勝天然記念物（第九九条―百三十三條）

第八章 重要文化的景観（百三十四條―百四十一条）

第九章 伝統的建造物群保存地区（百四十二條―百四十六條）

第十章 文化財の保存技術の保護（百四十七條―百五十二條）

第十一章 文化審議会への諮問（百五十三條）

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求（百五十四條―百六十一条）

第二節 国に関する特例（百六十二條―百八十一条）

第三節 地方公共団体及び教育委員会（百八十二條―百九十二條）

第十三章 罰則（百九十三條―二百三條）

附則

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 （略）

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつば

るときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3・4 (略)

(管理団体による管理)

第三十二条の二 (略)

2・4 (略)

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 (略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 (略)

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件

ら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3・4 (略)

(管理団体による管理)

第三十二条の二 (略)

2・4 (略)

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 (略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 (略)

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件

として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5・6 (略)

第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該重要文化財の名称及び所在の場所

二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事

項

として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5・6 (略)

- 二 当該重要文化財の修理に関する事項
- 三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。
 - 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合することであること。
 - 六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合

するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第百五十三条第二項第六号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の人において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長。第四百四十三条第三項、第八百八十三条の八第四項、第九百九十条第一項及び第九百九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第六款 調査

（保存のための調査）

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に關する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たつる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に關し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可

第五款 調査

（保存のための調査）

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に關する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たつる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に關し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許

の申請があつたとき。

二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2～4 (略)

第七款 雑則

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十七条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第八十三条の五第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。

3 (略)

(登録有形文化財の管理)

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2～4 (略)

第六款 雑則

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十七条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 (略)

(登録有形文化財の管理)

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3～5 (略)

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 (略)

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財保存活用計画の認定)

第六十七条の二 登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形文化財保存活用計画」という。）

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3～5 (略)

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 (略)

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録有形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録有形文化財の名称及び所在の場所

二 当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該登録有形文化財の現状変更に関する事項

二 当該登録有形文化財（建造物であるものを除く。次項第五号において同じ。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものの公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録有形文化財保存活用計画の実施が当該登録有形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が登録有形文化財の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が登録有形文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更)

第六十七条の三 前条第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更の届出の特例)

第六十七条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)以下この節及び第一百五十三条第二項第七号において同じ。)を受けた場合において、当該登録有形文化財の現状変更をその記載さ

れた事項の内容に即して行うに当たり、第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定登録有形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第六十七条の五 文化庁長官は、第六十七条の二第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第六十七条の七において「認定登録有形文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第六十七条の六 文化庁長官は、認定登録有形文化財保存活用計画が第六十七条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第六十七条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要

な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第四章 無形文化財

(重要無形文化財の保存)

第七十四条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下この章において「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第七十六条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者等に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形文化財保存活用計画の認定)

第七十六条の二 重要無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めると

な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第四章 無形文化財

(重要無形文化財の保存)

第七十四条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第七十六条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者若しくは保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

ころにより、重要無形文化財の保存及び活用に関する計画（以下この章及び第百五十三条第二項第八号において「重要無形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要無形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該重要無形文化財の名称及び保持者又は保持団体

二 当該重要無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要無形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該重要無形文化財保存活用計画の実施が当該重要無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の変更）

第七十六条の三 前条第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等は、当該認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

（認定重要無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第七十六条の四 文化庁長官は、第七十六条の二第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等に対し、当該認定（前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第一百五十三条第二項第八号において同じ。）を受けた重要無形文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の六において「認定重要無形文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第七十六条の五 文化庁長官は、認定重要無形文化財保存活用計画が第七十六条の二第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（保持者等への指導又は助言）

第七十六条の六 都道府県及び市町村の教育委員会は、重要無形文化財の

保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第五章 民俗文化財

(重要有形民俗文化財の公開)

第八十四条 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第八十条において準用する第三十二条の二第一項の規定を受けた地方公共団体）その他の法人をいう。以下この章（第九十条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第二号において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設を設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から

第五章 民俗文化財

(重要有形民俗文化財の公開)

第八十四条 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第八十条で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体）その他の法人をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設を設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつ

起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

2 (略)

(重要有形民俗文化財保存活用計画の認定)

第八十五条の二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要有形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該重要有形民俗文化財の名称及び所在の場所

二 当該重要有形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要有形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該重要有形民俗文化財保存活用計画の実施が当該重要有形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

て足りる。

2 (略)

三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該重要有形民俗文化財保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更等の届出の特例)

第八十五條の三 前条第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第五十三條の三第一項の変更の認定を含む。第五十三條第二項第十二号において同じ。）を受けた場合において、当該重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第八十一條第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(準用)

第八十五條の四 重要有形民俗文化財保存活用計画については、第五十三

条の三及び第五十三條の六から第五十三條の八までの規定を準用する。

この場合において、第五十三條の三第一項中「前条第四項」とあるのは

「第八十五條の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」

とあるのは「第八十五條の二第四項及び第五項」と、第五十三條の六中

「第五十三條の二第四項」とあるのは「第八十五條の二第四項」と、第

五十三條の七第一項中「第五十三條の二第四項各号」とあるのは「第八

十五條の二第四項各号」と読み替えるものとする。

(重要無形民俗文化財の保存)

第八十七條 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要がある
と認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他そ
の保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共
団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(第八十九條及
び第八十九條の二第一項において「保存地方公共団体等」という。)に
対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第八十九條 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため
必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財保存活用計画の認定)

(重要無形民俗文化財の保存)

第八十七條 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要がある
と認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他そ
の保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共
団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に
要する経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第八十九條 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保
存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又
は勧告をすることができる。

- 第八十九条の二 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下この章及び第五十三条第二項第十三号において「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 重要無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該重要無形民俗文化財の名称
 - 二 当該重要無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
 - 3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要無形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該重要無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該重要無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(準用)

第八十九条の三 重要無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の三から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の三第一項中「前条第三項」とあるのは「第八十九条の第二三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第八十九条の第二第三項及び第四項」と、第七十六条の四中「第七十六条の第二三項」とあるのは「第八十九条の第二三項」と、「次条及び第一百五十三條第二項第八号」とあるのは「次条」と、第七十六条の五第一項中「第七十六条の第二第三項各号」とあるのは「第八十九条の第二第三項各号」と読み替えるものとする。

(登録有形民俗文化財)

第九十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、第三章第二節（第五十七条及び第六十七條の二から第六十七條の七までの規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

(登録有形民俗文化財)

第九十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、第三章第二節（第五十七条の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

(登録有形民俗文化財保存活用計画の認定)

第九十条の二 登録有形民俗文化財の所有者(管理団体(前条第三項において準用する第六十条第三項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。))がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録有形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録有形民俗文化財の名称及び所在の場所

二 当該登録有形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録有形民俗文化財の現状変更に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録有形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録有形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録有形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録有形民俗文化財保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、登録有形民俗文化財の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第九十条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第十四号において同じ。）を受けた場合において、当該登録有形民俗文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第九十条第三項において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第九十条の四 登録有形民俗文化財保存活用計画については、第六十七条

の三及び第六十七條の五から第六十七條の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七條の三第一項中「前條第四項」とあるのは「第九十條の二第四項」と、同條第二項中「前條第四項及び第五項」とあるのは「第九十條の二第四項及び第五項」と、第六十七條の五中「第六十七條の二第四項」とあるのは「第九十條の二第四項」と、第六十七條の六第一項中「第六十七條の二第四項各号」とあるのは「第九十條の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十條 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5・6 (略)

第一百五十條 第一百三十條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第一百三十三條の二第一項を除く。）及び第百

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十條 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5・6 (略)

第一百五十條 第一百三十條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）

八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

254 (略)

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百

は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

254 (略)

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定に

八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

より前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更

又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）
第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第三百三十三条の二 登録記念物の管理団体(前条において準用する第一百三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)
又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録記念物の名称及び所在地
- 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第五十三条第二項第二十四号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同

項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第三百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第三百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第三百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第三百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第三百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第八章 重要文化的景観

(現状変更等の届出等)

第三百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場

第八章 重要文化的景観

(現状変更等の届出等)

第三百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である

合は、この限りでない。

2 (略)

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第九章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第四百三十三条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第十九条第三項の規定による同意に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該都道府県が特定地方公共団体である場合は、この限りでない。

4・5 (略)

第十一章 文化審議会への諮問

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 十三 (略)

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

場合は、この限りでない。

2 (略)

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第九章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第四百三十三条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第十九条第三項の規定による同意に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該都道府県が特定地方公共団体である場合は、この限りでない。

4・5 (略)

第十一章 文化審議会への諮問

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 十三 (略)

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定
- 七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定
- 八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定
- 九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
- 十 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 十一 重要有形民俗文化財の買取り
- 十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定
- 十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定
(第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。)
- 十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定
- 十五 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
- 十六 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

- 十七 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に
関する命令
- 十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損
、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許
可
- 二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は
必要な施設の命令
- 二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行
為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡
名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合
の原状回復の命令
- 二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の
認定
- 二十四 登録記念物保存活用計画の第三百三十三条の二第四項の認定
- 二十五 重要文化的景観の管理に関する命令
- 二十六 第八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の
同条第五項の認定（第八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）
- 二十七 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るもの
に限る。）又は第八十四条の二第一項の政令（第八十四条第一
項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に
関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損
、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許
可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必
要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為
の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名
勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の
原状回復の命令
- 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 十八 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るもの
に限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求

(聴聞の特例)

第二百五十四条 文化庁長官(第八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の中止命令

三・四 (略)

五 第二百二十五条第七項(第二百二十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において同じ。)は、前項の聴聞又は第四十三条第四項(第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求

(聴聞の特例)

第二百五十四条 文化庁長官(第八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。)は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の中止命令

三・四 (略)

五 第二百二十五条第七項(第二百二十八条第三項で準用する場合を含む。)の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項(第二百二十五条第三項で準用する場合を含む。))若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

3 (略)

(審査請求の手續における意見の聴取)

第五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日から三十日以内に、審査請求人及び参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員(同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。)が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。)が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第四十三条第一項又は第二百五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第十三条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体その他の法人の指定

2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人

3 (略)

(審査請求の手續における意見の聴取)

第五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日から三十日以内に、審査請求人及び参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員(同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。)が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。)が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第四十三条第一項又は第二百五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第十三条第一項(第三十三条で準用する場合を含む。)の規定による管理団体の指定

2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人

をいい、審査庁が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。)に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

第二節 国に関する特例

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 (略)

第七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更

をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。)に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

第二節 国に関する特例

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 (略)

を除く。)をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意(前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。)を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第七十条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定による通知をし、又は第七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第七十条第一項(第五号に係る部分に限る。)の

規定による通知をしなければならぬときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する

各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第七十八條 (略)

2・3 (略)

第七十九條 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状変更については、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第七十九條の二 国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第七十八條 (略)

2・3 (略)

第七十九條 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更には、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

は登録記念物保存活用計画がそれぞれ第六十七条の二第四項各号、第九十条の二第四項各号又は第三百三十三条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十九条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十九条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、第九十条の二第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画又は第三百三十三条の二第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画について第七十九条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条において同じ。）を得た場合において、当該登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十九條の五 文部科学大臣は、第七十九條の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（文化財保存活用大綱）

第八十三條の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第八十三條の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第九十二條の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申

第三節 地方公共団体及び教育委員会

請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するもので

あると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。
い。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）
第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認

定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後において、当該認定市町村の教育委員会をした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる

（重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導）

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者（管理団体

者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理

二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧

2 (略)

(地方文化財保護審議会)

第九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、

がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 (略)

(地方文化財保護審議会)

第九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、

並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4| (略)

(文化財保護指導委員)

第九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2・3 (略)

第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該

並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3| (略)

(文化財保護指導委員)

第九十一条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2・3 (略)

届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰則

第九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下

第十三章 罰則

第九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下

の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む）

の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）

む。) において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。 ）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。 ）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。 ）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。 ）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。 ）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用す

で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。 ）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。 ）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。 ）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。 ）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。 ）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合

る場合を含む。)及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 (略)

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の五(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三百十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三百十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六・七 (略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

を含む。)及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 (略)

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。)、第三百十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三百十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六・七 (略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十条第二項（第三百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十条第二項（第三百三十三条において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条で準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十条第二項（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十条第二項（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第八十条及び第七十二条の五）並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第九十五条第二項（第二百二十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第三百三十六条又は第

第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第一百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五条第二項（第二百十条、第一百三十三条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四（第一百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条の三、第三百三十六條又は第三百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五条第四項（第三百三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第一百五条第四項（第三百三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

改正案	現行
<p>（職務権限の特例）</p> <p>第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。</p> <p>一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>二 文化に関すること（<u>次号に掲げるものを除く。</u>）。</p> <p>三 <u>文化財の保護に関すること。</u></p> <p>2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（職務権限の特例）</p> <p>第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。</p> <p>一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>二 文化に関すること（<u>文化財の保護に関することを除く。</u>）。</p> <p>2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（登録）</p> <p>第十四条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（登録）</p> <p>第十四条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（地方文化芸術推進基本計画）</p> <p>第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）</p> <p>（町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第二号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。））にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（地方文化芸術推進基本計画）</p> <p>第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）</p> <p>（町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。））にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（文化財保護の特例）</p> <p>第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）、又は史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十五条第一項の管理団体をいう。）又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>2 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第八十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>（文化財保護の特例）</p> <p>第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）、又は史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十五条第一項の管理団体をいう。）又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>2 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第八十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p>

3 第一項の規定による命令又は勧告に従つて必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等は、文化庁長官に対し、当該重要文化財等の保護のため必要な支援を求めることができる。

4 第一項の場合において、国宝（文化財保護法第二十七条第二項の国宝をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。）若しくは特別史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第二項の特別史跡名勝天然記念物をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。）の所有者等が第一項の規定による命令に従わないとき、又は所有者等に国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることが適当でないと認めるときは、文化庁長官は、当該国宝又は特別史跡名勝天然記念物について、自ら滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講じることができる。

5 文化財保護法第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）が前項において準用する文化財保護法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。

7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等は、正当な理由がなくて、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において

3 第一項の規定による命令又は勧告に従つて必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等は、文化庁長官に対し、当該重要文化財等の保護のため必要な支援を求めることができる。

4 第一項の場合において、国宝（文化財保護法第二十七条第二項の国宝をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。）若しくは特別史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第二項の特別史跡名勝天然記念物をいう。以下この条及び第九十二条第三号において同じ。）の所有者等が第一項の規定による命令に従わないとき、又は所有者等に国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることが適当でないと認めるときは、文化庁長官は、当該国宝又は特別史跡名勝天然記念物について、自ら滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講ずることができる。

5 文化財保護法第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県の教育委員会が前項において準用する同法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。

7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者等は、正当な理由がなくて、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において

準用する文化財保護法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて
都道府県の教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはなら
ない。

準用する文化財保護法第八十六条第一項の規定による委託に基づいて
都道府県の教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはなら
ない。

改正案	現行
<p>（歴史的風致維持向上計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項若しくは第二項の規定により当該市町村の教育委員会若しくは当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7～11（略）</p> <p>（認定市町村への助言、援助等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。</p>	<p>（歴史的風致維持向上計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7～11（略）</p> <p>（認定市町村への助言、援助等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。</p>

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二条 (略)

2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員)及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあつては、当該公共施設の管理者(当該市町村を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物(以下「有形文化財等」という。)に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(歴史的風致形成建造物の指定の提案)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、

当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二条 (略)

2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員)及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあつては、当該公共施設の管理者(当該市町村を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物(以下「有形文化財等」という。)に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(歴史的風致形成建造物の指定の提案)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(増築等の届出及び勧告等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

5〜7 (略)

(指定の解除)

第十七条 (略)

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

3 (略)

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

(増築等の届出及び勧告等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

5〜7 (略)

(指定の解除)

第十七条 (略)

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、
第五条第八項の認定を受けた町村（以下この条及び第二十九条において
「認定町村」という。）の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全
部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところに
より、当該認定町村の教育委員会（当該認定町村が特定地方公共団体で
ある場合にあつては、当該認定町村の長。次項から第四項までにおいて
同じ。）が行うことができる。

一・二（略）

2 前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第
四項（同法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定
による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合
において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに
、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による
通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示
しなければならない。この場合においては、文化財保護法第五十四条
第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条
第一項又は第三百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必
要な措置をさせようとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求め
て、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において
は、同法第五十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 文化財保護法第八十四条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、
第五条第八項の認定を受けた町村（以下この条及び第二十九条において
「認定町村」という。）の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全
部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところに
より、当該認定町村の教育委員会が行うことができる。

一・二（略）

2 前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第
四項（同法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定
による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合
において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに
、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による
通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示
しなければならない。この場合においては、文化財保護法第五十四条
第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条
第一項又は第三百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必
要な措置をさせようとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求め
て、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において
は、同法第五十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 文化財保護法第八十四条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く

。及び第五項から第八項までの規定は、認定町村の教育委員会について準用する。

5 認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第百八十四条第一項又は第一項の規定により当該認定市町村の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長）が処理することとするよう要請することができる。

6 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該認定市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

。及び第五項から第八項までの規定は、認定町村の教育委員会について準用する。

5 認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第百八十四条第一項又は第一項の規定により当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することができる。

6 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。